

(その147) 任意後見人を追加する契約もできます(2017.12 発行)

Aさん(80代・独身男性)は川崎区の高齢者賃貸住宅で一人暮らしをしていました。入居時、職場の後輩であるBさん(60代男性)に身元引受人を頼みました。Aさんには貯金もあり、年金も比較的多く支給されているので経済的な不安はないのですが、高齢で身寄りがなく病気がちです。そんなAさんを心配してBさんが相談センターに見えたのが一昨年。その時、所長は「公証役場に行って任意後見契約を結ぶと安心ですよ」とアドバイスしました。

二人はかつて職場の先輩・後輩で仲が良く、信頼し合っていたので、AさんはBさんに「俺が認知症になったらよろしく」と後見人になってくれるよう頼み、任意後見契約を結びました。

それからわずか1年後、Aさんは入院してしまいました。

Bさんは身元保証人として、献身的にAさんを見舞いますが、いざ銀行や役所で代行手続きする段階となると、その方法がわかりません。

窓口に公正証書を持参しても、何をどう説明していいかわからず、途方に暮れて9月中旬、再度相談センターに見えました。

行政手続きや金融機関での複雑な手続きは、経験豊富で行動力のある宮原春夫所長の得意とするところです。

さっそく公証役場の公証人にAさんの病室まで出張してもらい、所長自らがギリギリのタイミングでAさんの任意後見人になる追加契約をしました。

それからはトントン拍子です。銀行でキャッシュカード更新の手続きを済ませ、入院費用を全て清算して退院手続きをしました。退院するとすぐグループホームの入居手続きをし、入所しました。既にAさんは一人暮らしが困難になっていたからです。

そして業者を手配し高齢者賃貸住宅の家財道具を処分し、住んでいた賃貸住宅を11月下旬住宅供給公社に明け渡しました。

「自分一人ではとてもこんな複雑なことできなかった」とBさんも喜んでくれました。

任意後見契約、役所や金融機関での手続き等で、わからないことがあったら相談センターにご相談ください。